

課税対象となる主な償却資産及び耐用年数の例

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる耐用年数によるものとします。

資産の種類	資産の例	耐用年数	資産の例	耐用年数
1 構築物	給排水・衛生・ガス設備	15	可動間仕切り 簡易なもの	3
	路面舗装 コンクリート・ブロック アスファルト	15	その他のもの	15
		10	コンクリート塀	15
2 機械および装置	受変電・自家発電設備	15	食料品製造業用設備	10
	冷房・暖房設備	13・15	厨房設備	8
	デジタル印刷システム設備	4	クリーニング設備	13
3 船舶	漁船	6・9・12	漁業用設備	5
	漁具	3	（水産養殖業用設備を除く）	
4 航空機	主として金属製のもの	5・8・10	その他のもの	5
5 車両・運搬具	構内運搬車	7	台車 金属製のもの	7
	フォークリフト	4	その他のもの	4
6 工具・器具及び備品	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5	複写機、金銭登録機、ファクシミリ	5
		8	理美容機器	5
	陳列棚・ケース 冷凍機付のもの その他のもの	6	調剤機器	6
		8	電気冷蔵庫、洗濯機、ガス機器	6

耐用年数は、平成 20 年度税制改正後の耐用年数です。